

改正概要説明書

国名： フランス

法令名： 知的財産規則

改正情報： 2020年8月2日改正

改正概要：

1. 産業財産庁の組織の整備

- ・ 産業財産法(以下「法」)において、特許異議申立を導入し、また商標の無効・取消の手続を裁判所から産業財産庁に移管したことに伴い、これらを新たに産業財産庁の責務とした(第 R411 条 1(1) (2))。
- ・ 職員の雇用・報酬に係る一般的条件の決定の執行についての規定を新設した(第 R411 条 9)。
- ・ 手数料徴収について、その対象に商標の無効・取消・分割等を追加し、併せて払い戻しについても修正した(第 R411 条 17(4) (8))。

2. 控訴院への上訴についての規定の整備

- ・ 法に規定する産業財産権庁長官の決定に対する控訴院への上訴について、上訴の種類、裁判の管轄地、当事者適格、手続、方式、期間等について具体的に規定した(第 R411 条 19 - 第 R411 条 43)。

3. 特許の仮出願制度の導入

- ・ 特許出願の方法として、クレーム・要約等の提出を延期できる仮出願の制度を導入し、その要件と効果等、関連規定を新設した(第 R612 条 3-1, 第 R612 条 3-2, 第 R612 条 5, 第 R612 条 24, 第 R612 条 26, 第 R612 条 39-1)。

4. 特許出願の補正の制限の追加

- ・ 特許出願の補正は出願時の内容を拡張できない旨の制限規定を追加した(第 R612 条 37-1)。

5. 特許・実用新案の出願変更に関する規定の新設

- ・ 法が新たに導入した実用新案出願から特許出願への変更は、実用新案の出願日(優先権主張の場合は優先日)から 18 月以内かつ、公開公報発行の技術的準備開始前にできる旨及び手数料についての規定を新設した(第 R612 条 53, 第 R612 条 54)。
- ・ 特許出願を実用新案出願に変更する場合の時期的要件について、公開公報発行の技術的準備が開始される前である必要がある旨を追加した(第 R612 条 55)。

6. 特許の取消・無効請求における訂正の規定の整備

- ・ 法が付与後特許異議制度を導入したのに伴う一部取消及び一部無効の場合のクレーム等の訂正による特許の変更について、その要件、効果、決定、不服申立等についての規定を追加した(第 R612 条 73, 第 R612 条 73-1, 第 R612 条 73-3)。

7. 特許異議申立に関する規定の追加

・ 特許異議申立について、その要件及び手続等について申立から終結まで詳細な規定を新設した(第 R613 条 44－第 R613 条 44-12)。

8. 特許の取下・減縮請求の規定の整備

・ 特許の取下・減縮訂正の請求は特許消滅後でも可能である旨の規定を追加し、また、減縮訂正が認容されるための要件と効果及び終結決定について規定した(第 R613 条 45, 第 R613 条 45-3)。

9. 商標の表示方法及び商品・サービスの指定方法の規定の新設

・ 商標を登録簿に適切に表示するための要件及び商品・サービスはニース国際分類に従い保護範囲を客観的に決定できるように指定する旨の規定を新設した(第 R711 条 1, 第 R712 条 3, 第 R712 条 3-1)。

10. 商標の審査に関する規定の整備

・ 商標出願の審査について、不登録事由該当性、及び証明商標・団体商標の場合の登録要件と拒絶決定についての規定を新設して整備した(第 R712 条 10)。

11. 商標異議申立の手続規定の整備

・ 商標の異議申立の手続について、共同申立の場合には共通の代理人を指定すること、異議理由の証拠の補充、証拠が複数の先行権利に基づく場合に申立の認められる条件、職権審査に対する申立人の意見陳述、異議の対審審査を担保するための手続等の規定を整備した(第 R712 条 13－第 R712 条 19)。

12. 商標の登録の更新手続の規定の整備

・ 商標の登録の更新について、産業財産庁から存続期間満了の 6 月前までに登録が満了する旨を商標所有者に通知する旨の規定を追加し、また、更新できる期間を、満了日前 6 月から 1 年に延長した(第 R712 条 24)。

13. 商標の変更等に関する規定の廃止

・ 更新の際の商標の変更又は商品・サービスの拡大の申立手続に関する規定を廃止した(改正前第 R712 条 25 の削除)。

14. 商標出願分割の規定の整備

・ 商標出願の分割について、異議申立又は取消・無効請求が係属中は、その対象とされている商品・サービスを分割することはできない旨、分割手数料、分割可否の決定等の規定を追加して整備した(第 R712 条 27－第 R712 条 28-2)。

15. 商標登録簿の記載事項の追加

- ・ 商標登録簿の記載事項に，代理人に関する事項を追加した(第 R714 条 2(3))。
- ・ 商標の使用の制限は商標所有者の請求で登録される旨の規定を追加した(第 R714 条 4-1)。
- ・ 商標所有者又は代理人の変更・抹消等を登録簿に記載する手続についての規定を整備した(第 R714 条 6)。

16. 証明商標・団体商標の使用規制についての規定の追加

- ・ 証明商標・団体商標について，その使用規制の規約の要件についての規定を追加した(第 R715 条 1-第 R715 条 2)。

17. 商標の無効・取消に関する規定の新設

- ・ 商標の無効及び取消の方式・条件について，申請書の記載事項，証拠，対審構造，異議担当職員の除斥，請求人適格，審査手順，決定，期限，手続の終結，不服申立，一事不再理等について詳細な規定を新設した(第 R716 条 1-第 R716 条 14)。
- ・ 商標出願人による無効請求の判決に関する規定を新設した(第 R716 条 22)。
- ・ 新設条文の追加により改正前規則の条文番号について所要の整理をした(第 R716 条 15-第 R716 条 21)。

18. 国際商標・欧州商標との整合

- ・ マドリッド協定及びマドリッド協定議定書並びに欧州商標と国内商標との整合性を担保するため，団体商標・保証商標について，また，所要の整備をした(第 R717 条 2，第 R717 条 4，第 R717 条 9)。

19. 共通規定の整備

- ・ 国内登録簿に記載されない代理人による手続は正規の手続とはみなさない旨の規定を新設した(第 R718 条 5)。
- ・ 経過規定について所要の規定を追加した(第 R718 条 6，第 R718 条 7)。

改正内容：

・ 第 R411 条 1

産業財産権庁の責務として，(1)において，特許異議申立てが，(2)において，商標権の無効，取消が明確化された。
(15)は新設項である。

・ 第 R411 条 9

職員の雇用及び報酬に係る規定が追加された。

・ 第 R411 条 17

(4)において，商標に係る手数料に関して明確化された。
手数料の払戻しに関して明確化された。

・第 R411 条 19—第 R411 条 43

産業財産権庁長官の決定に対する控訴院への上訴に関して明確化された。

・第 R612 条 3-1, 第 R612 条 3-2, 第 R612 条 5, 第 R612 条 24, 第 R612 条 26,
第 R612 条 39-1

特許の仮出願に関して明確化された。

・第 R612 条 37-1

特許出願の補正に関する新設規則である。

・第 R612 条 53—第 R612 条 54

実用新案出願から特許出願への変更に関して明確化された。

・第 R612 条 55

特許出願から実用新案出願への変更請求の時期的要件が明確化された。

・第 R612 条 73, 第 R612 条 73-1, 第 R612 条 73-3

特許の変更申請に関して明確化された。

・第 R613 条 44—第 R613 条 44-12

特許の異議申立てに関する新設規則である。

・第 R613 条 45, 第 R613 条 45-3

特許の減縮手続きに関して明確化された。

・第 R711 条 1, 第 R712 条 3, 第 R712 条 3-1

商標の定義に関して明確化された。

・第 R712 条 10

商標出願の審査に関して明確化された。

・第 R712 条 13—第 R712 条 19

商標の異議申立てに関して明確化された。

・第 R712 条 24

商標権存続期間の更新申請が満了日の 1 年以内から可能となった。

・第 R712 条 25

削除された。

・第 R712 条 27—第 R712 条 28-2

分割に関して明確化された。

・第 R714 条 2

商標登録簿の記載事項に関して明確化された。

・ **第 R714 条 4-1－第 R714 条 6**

商標権の移転及び喪失に関して明確化された。

・ **第 R715 条 1－第 R715 条 2**

証明商標及び団体標章に関して明確化された。

・ **第 R716 条 1－第 R716 条 14**

商標の無効及び取消に関する新設規則である。

・ **第 R716 条 15－第 R716 条 21**

旧規則第 R716 条 1－第 R716 条 12 の番号が変更された。

・ **第 R716 条 22**

商標の無効に関する新設規則である。

・ **第 R717 条 2, 第 R717 条 4, 第 R717 条 9**

国際商標及び EU 商標に関して明確化された。

・ **第 R718 条 6, 第 R718 条 7**

新設規則である。